第　１０　号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分した事件について、同条第３項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第２８号　令和８年度熊本県一般会計補正予算（第８号）

専第　２８　号

令和８年度熊本県一般会計補正予算（第８号）

令和８年度熊本県の一般会計の補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,020,481千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,147,880,856千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の補正は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の補正は、「第３表　地方債補正」による。

令和８年１１月１０日専決

熊本県知事　木　村　敬

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1　地方交付税		**243,332,156**	**342,461**	**243,674,617**
	1　地方交付税	243,332,156	342,461	243,674,617
2　国庫支出金		**271,556,618**	**9,556,951**	**281,113,569**
	1　国庫負担金	110,367,140	7,459,247	117,826,387
	2　国庫補助金	159,483,122	2,097,704	161,580,826
3　繰　入　金		**72,254,234**	**907,069**	**73,161,303**
	1　基金繰入金	72,027,918	907,069	72,934,987
4　県　　債		**133,700,000**	**1,214,000**	**134,914,000**
	1　県　　債	133,700,000	1,214,000	134,914,000
歳　入　合　計		**1,135,860,375**	**12,020,481**	**1,147,880,856**

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総　務　費		**63,093,694**	**4,745**	**63,098,439**
	1 総務管理費	32,227,615	1,885	32,229,500
	2 防　災　費	4,318,817	2,860	4,321,677
2 民　生　費		**150,200,117**	**8,754,182**	**158,954,299**
	1 社会福祉費	60,419,458	98,568	60,518,026
	2 災害救助費	40,350,462	8,655,614	49,006,076
3 教　育　費		**173,699,594**	**88,814**	**173,788,408**
	1 教育総務費	42,691,674	67,614	42,759,288
	2 大　学　費	1,878,845	21,200	1,900,045
4 災害復旧費		**129,291,882**	**3,172,740**	**132,464,622**
	1 民生災害復旧費	11,880,394	224,702	12,105,096
	2 衛生災害復旧費	457,245	570,000	1,027,245
	3 教育災害復旧費	5,082,934	2,378,038	7,460,972
歳　出　合　計		**1,135,860,375**	**12,020,481**	**1,147,880,856**

第 2 表　債務負担行為補正

追　　加

事　　項	期　　間	限　度　額
保健・医療・福祉関係業務	令和 9 年度	千円 6,008

第3表　地方債補正

1　追　　加

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
	千円			
医療施設 現年発生国庫 補助事業費	188,000	（借入先） 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 （借入方法） 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） （その他） 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
私立学校施設 現年発生単県 災害復旧事業費	45,000			
計	233,000			

2　変　　更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
教育施設現年発生国庫補助事業費 防災施設整備事業費	千円 1,286,000 12,000	（借入先） 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 （借入方法） 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) （その他） 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	千円 2,265,000 14,000	（補正前に同じ）		
計	1,298,000				2,279,000			